

## 令和2年度 島本町地域包括支援センター事業計画

運営方針	地域包括支援センターは高齢福祉を担う公益性を有する機関として、行政や関係機関との連携を図りつつ、地域包括ケアシステムの推進、地域のニーズに応じた業務の遂行、専門職によるチームアプローチの実施を進めることで、地域の住民の方が安心して利用できるよう、公正かつ中立性の高い運営を行う。
今年度の重点目標	①地域包括支援センターが、地域に根差した高齢者の総合相談窓口として認知されるように、地域への周知活動と顔の見える関係づくりを進める。 ②地域で高齢者を支援する活動などに積極的に参加し、地域で活動されている方とのネットワークづくりを進めるとともに、当該地域の課題の把握に努める。 ③高齢者が地域で安心して生活をしていくために役立つ社会資源を把握し、情報提供を行う。

## 具体的な取組み事項

1 総合相談支援業務	取組内容	実施回数/時期等
(1) 総合相談業務	①高齢者のための総合相談窓口を設置し、専門職による必要な支援を実施する。 ②相談内容や対応状況について記録する相談簿を作成し、本町の高齢者に関するニーズや現状等の把握に努める。 ③総合相談等を通じて地域の実情を把握し、地域が抱えている課題解決に関係機関とともに取り組む。	①随時 ②随時 ③随時
(2) 地域でのネットワーク構築	①福祉、医療、健康づくり、介護、生活支援等の資源、サービスや取組みについての必要に応じて活かすことができるように情報収集を行う。 ②民生委員の定例会やその他の高齢者を支援する集まりに参加し、関係機関とのネットワークを構築する。 ③地域でより身近な相談場所として認知されるために、地域への出張講座や相談を開催する。	①随時 ②開催時 ③随時

2 権利擁護業務	取組内容	実施回数/時期等
(1) 高齢者虐待への対応	①町や福祉・介護の事業所と協力して、島本町における高齢者虐待の対応の流れ等を整理し、地域包括支援センターのマニュアルの作成に取り組む。 ②虐待の疑いがある相談の場合、虐待対応のマニュアルに基づき、被虐待者の安全確認や状況を整理するとともに、速やかに町の高齢者虐待担当に報告する。 ③町から高齢者虐待の緊急性等を判断する会議の招集があれば参加し、虐待の判断の有無、状況確認や支援方法について町と情報や対応策を共有する。	①3月末まで ②随時 ③随時
(2) 高齢者虐待防止の啓発	①介護事業所・介護施設職員に対し、高齢者虐待の定義や対応等の研修を行う。	①1回実施予定 (事業所連絡会時)
(3) 困難事例への対応	①民生委員やケアマネジャー等から支援が難しいケースの相談を受けた際には、地域包括支援センターの専門職による支援、関係機関への働きかけや必要に応じて困難事例の地域ケア会議を主催し、招集する。	①随時
(4) 成年後見制度の活用	①成年後見の相談があった際には関係機関との調整や支援者へのアドバイス等を適切に実施する。 ②高齢者への成年後見制度の活用促進のため、居宅介護支援事業所をはじめとした介護事業所に対し、制度の啓発を行う。	①随時 ②1回実施予定

(5) 消費者被害の防止	①把握した高齢者の消費者被害について、町の消費者被害担当課や消費者相談、必要に応じてケアマネジャーなどに速やかに情報提供を行う。 ②町の消費者被害担当課と協力し、消費者被害の防止の啓発に努める。	①随時 ②随時
--------------	--	------------

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	取組内容	実施回数／時期等
(1) 包括的・継続的なケアマネジメントの実施	①自立支援に資する地域ケア会議や島本町介護保険事業者連絡会ケアマネジャー部会などを通じて情報提供や指導・助言を積極的に行い、地域の介護支援専門員の資質向上に努める。 ②困難型の地域ケア会議を開催した場合は、その後の経過も含めての振り返りや支援の効果の確認にも力を入れる仕組みを構築する。	①随時 ②仕組みづくりは10月末まで
(2) 介護支援専門員等へのサポート	①居宅介護支援事業所のケアマネジャーと顔の見える関係づくりを構築し、ケアマネジャーから相談しやすい地域包括支援センターとなるようにする。 ②居宅介護支援事業所の主任ケアマネ等と相談し、町内のケアマネの資質向上のための介護保険事業所連絡会ケアマネジャー部会を企画し、主催する。 ③支援困難事例等の対応について、各関係機関との連携強化に取り組み、積極的にケアマネジャーの後方支援を行うとともにケアマネジャーの疲弊防止に努める。	①随時 ②年2回程度 ③随時
(3) 地域ケア会議の実施	①自立支援に資する地域ケア会議に出席し、助言を行うとともに、当該会議での助言等を地域包括支援センターで作成するケアプランにも反映する。 ②地域ケア会議で検討した内容の活用状況や効果・その後の状況等を確認し、見えてきた内容について共有化を図る。	①随時 ②随時

4 介護予防ケアマネジメント業務	取組内容	実施回数／時期等
(1) 指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業	①介護予防ケアマネジメント及び居宅介護サービス計画(以下「ケアプラン」という。)を作成する。 ②ケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託した場合、当該ケアプランの原案の内容チェック及び評価を行う。	①随時 ②随時

5 一般介護予防事業	取組内容	実施回数／時期等
(1) いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操	①町と協力していきいき百歳体操の普及啓発に努める。 ②町との協働体制を継続する。	①随時 ②随時

6 新たな社会保障充実分の事業	取組内容	実施回数／時期等
(1) 認知症施策推進事業	①島本町認知症初期集中支援チームに参画する。 ②町と協力して認知症サポーターの養成に努める。 ③若年性認知症の人やその家族への支援を行う。 ④認知症ケアパスなどを活用し、認知症の介護者の負担軽減	①定例会議／月1回 チーム支援は随時 ②認知症サポーター：随時 認知症キッズサポーター：年1回 ③随時 ④随時

	<p>に資する地域資源の紹介や情報提供を積極的に行う。</p> <p>⑤徘徊リスクのある方を把握した場合は、町が運営している認知症高齢者等見守りネットワークを紹介し、登録を呼びかける。</p> <p>⑥町の窓口の閉鎖時（休日や役場開庁時間外）の認知症高齢者等見守りネットワークの運用へ地域包括支援センターとして協力する。</p> <p>⑦認知症初期集中支援チーム員研修を受講する。</p>	<p>⑤随時</p> <p>⑥随時（委託契約を別途締結）</p> <p>⑦10月</p>
(2) 在宅医療・介護連携推進事業	<p>①町と協力して在宅医療・介護の連携に関連した内容で、介護職員等を対象とした研修会を実施する。</p> <p>②ACPの普及・啓発に努める。</p> <p>③薬剤師会、医師会と連携して薬局窓口における要援護者の早期発見をする。</p>	<p>①1回実施予定</p> <p>②1回実施予定</p> <p>③随時</p>
(3) 生活体制整備事業	<p>①協議体の構成員として会議や研修会に出席する。</p> <p>②生活支援コーディネーターと協力して、地域資源の把握や地域で活動されている方への支援とネットワークづくりを行う。</p>	<p>①会議開催時</p> <p>②随時</p>

7 その他	取組内容	実施回数／時期等
(1) 地域包括支援センターの運営	<p>①センターとしての苦情処理の受付・対応方法などを整備する。</p> <p>②地域包括支援センターの年間事業計画を策定する。</p> <p>③地域包括支援センターの自己評価を行う。</p> <p>④地域包括支援センターの認知度を高めるためにセンターの啓発を積極的に行う。 例) 年長者クラブのコミュニティへの出張講座の開催 町内での健康測定会の実施 町民向けに地域包括支援センターの取組を啓発する講座の開催</p> <p>⑤災害時に地域包括支援センターとして住民を支援できることを町や介護・福祉の関係機関等と協力して検討する。</p>	<p>①3月末まで</p> <p>②3月末まで</p> <p>③3月実施</p> <p>④随時</p> <p>⑤令和2年度中に検討。</p>
(2) 職員の研修及び育成	<p>①地域包括支援センターの職員の資質向上や人材育成に向けて年間計画を作成し、取り組む。</p> <p>②介護従事者の不足の解消に向け、介護人材の育成のための取り組みを検討する。</p> <p>③島本町外の地域包括支援センターとの積極的な交流が図れる仕組みを検討する。</p>	<p>①年2回（8、2月実施予定）</p> <p>②令和2年度中に検討。</p> <p>③令和2年度中に検討。</p>
(3) その他	<p>①地域包括支援センター連絡会議への出席</p> <p>②健康寿命の延伸のため、町内の事業所にできることを考えてもらうように働きかけ、その結果を踏まえての多職種協働による出張講座の開催を検討する。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症に関連して、利用者の相談や従事者の訪問などが安心して実施できるように環境を整える。</p>	<p>①月1回</p> <p>②令和2年度中に検討。</p> <p>③随時</p>